

平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件  
(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原告 ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクBB(株)  
被告 東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)

## 第1準備書面

平成24年1月6日

東京地方裁判所 民事第8部合議係

原告ら訴訟代理人

弁護士	御	器	谷	修
弁護士	金	子		晃
弁護士	梅	津	有	紀
弁護士	福	田	恵	太
弁護士	島	津		守
弁護士	栗	田	祐太郎	

答弁書求釈明事項に対する回答

### 第1 共用の意味について

「共用」とは、一般的に、電気通信事業者間において電気通信設備を共同使用する場合に用いられます。

請求の趣旨第3項にいう「共用」も、これと同様に「被告らの電気通信設備である OSU（光信号主端末回線収容装置）を被告らと共同使用すること」をいうものです。

なお、電気通信事業法第37条（第一種指定電気通信設備の共用に関する協定）及び第38条（電気通信設備の共用に関する命令）においても「共用」という用語が使用されています。

被告らは、「共用」が上記意味であることを十分に理解した上で、原告らがした1分岐単位での接続と OSU 共用の請求（甲7の1、2）を拒絶（甲8の1、2）したはずであるところ、仮に被告らが、原告らの求める接続の内容を確かめることもなく、ただ単にとにかく拒絶しただけだったということであれば、不可欠設備を設置する電気通信事業者としてあまりに不誠実な態度と言わざるを得ません。

## 第2 NGNについて

請求の趣旨1、2及び3に明記してあり、一見して明らかなおり、原告らは本訴訟において FTTH サービスを提供するための接続を求めているものであり、NGN についての接続は本訴訟の対象外です。

以上